

令和2年12月4日招集

令和2年 第9回(12月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第153号	佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第154号	佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	4
議案第155号	佐渡市小木子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第156号	佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第157号	公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）	11
議案第158号	公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）	12
議案第159号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場）	13
議案第160号	訴えの提起について	14
議案第161号	市道路線の認定について	15
議案第162号	令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について	16
議案第163号	令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	16
議案第164号	令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について	16
議案第165号	令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について	16

議案第166号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第
3号）について

16

議案第153号

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市火災予防条例の一部を改正する条例

佐渡市火災予防条例（平成16年佐渡市条例第308号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同条の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げる。

第11条の2第1項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事が行われているこの条例による改正後の佐渡市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第154号

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第6項中「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第155号

佐渡市小木子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市小木子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市小木子育て支援センター条例の一部を改正する条例

佐渡市小木子育て支援センター条例（平成17年佐渡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条第1号中「小学校1年生から3年生までの児童並びに」を削る。

第6条第2号中「、児童」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第156号

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市営住宅条例の一部を改正する条例

佐渡市営住宅条例（平成16年佐渡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

別表第1 単独住宅の表中

「

本郷住宅	佐渡市羽茂本郷573番地1
	佐渡市羽茂本郷498番地

」を

「

本郷住宅	佐渡市羽茂本郷498番地
------	--------------

」に

改める。

別表第3 本郷住宅の部佐渡市羽茂本郷573番地1の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第157号

公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 埋立位置

佐渡市松ヶ崎62番2から同889番1に至る間の地先公有水面

2 埋立面積

16,901.10m²

3 埋立地の用途

道路用地及び海岸保全施設用地

4 埋立てに関する工事の施工に要する期間

着手の日から7年

令和2年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第158号

公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
真野第2保育園
西三川デイサービスセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称
社会福祉法人佐渡ふれあい福社会
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年12月4日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第159号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市総合体育館、佐和田テニスコート、佐和田野球場）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡市総合体育館
佐和田テニスコート
佐和田野球場
- 2 指定管理者となる団体の名称
一般財団法人佐渡市スポーツ協会
- 3 指定の期間
令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

令和2年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第160号

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

市営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者（以下「滞納者」という。）

2 請求の要旨

滞納者は、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、本市の再三にわたる催告にもかかわらずこれを支払わなかった。

そこで、本市は、滞納者に対し市営住宅明渡請求書を送付し、市営住宅の明渡しの請求を行った。

しかし、滞納者はその後も明渡しをしないため、滞納者に対し建物明渡請求並びに未払家賃及び明渡しまでの家賃相当損害金の支払請求の訴えを提起するものである。

3 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

令和2年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第161号

市道路線の認定について

下記の路線を市道路線に認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長（m）	幅員（m）
7区松ヶ崎25号線	佐渡市松ヶ崎 877地先	佐渡市松ヶ崎 1238-4地先	450.0	3.5~7.2

令和2年12月4日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

- 議案第162号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第13号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第163号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第164号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第165号 令和2年度佐渡市病院事業会計補正予算（第4号）について
（予算書別紙添付）
- 議案第166号 令和2年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）について
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第162号

《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第13号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、感染防止への対応や観光指定管理施設の事業継続への支援のほか、修学旅行の中止又は延期に伴う保護者への支援に要する経費等を計上
- ・企業誘致・スタートアップ支援事業の経費を計上
- ・佐渡ふるさと島づくり寄附金(ふるさと納税)に係る歳入・歳出所要額を計上
- ・公共工事の平準化、庁舎整備費及び加茂小学校長寿命化整備費等に係る債務負担行為を設定
- ・両津公民館解体費に係る継続費を設定
- ・その他の経費については、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止等に伴う経費の減額及び9月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	53,413,305
補正額	35,186
累計予算額	53,448,491

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	7,113
県支出金	△ 2,541
繰入金	△ 78,177
寄附金	103,600
市債	△ 200
その他	5,391

4. 主な補正項目

(単位：千円)

○感染防止への対応

(事業内容)

○【新規】疾病予防対策事業（新型コロナ対策）【高齢福祉課】
補正額：1,991千円
重症化リスクの高い高齢者が新たに入所する高齢者福祉施設での感染防止対策として、希望者を対象としたPCR検査を実施する。

○【新規】PCR検査費用補助事業（新型コロナ対策）【市民生活課】
補正額：1,500千円
市内事業所での感染防止対策として、事業者が自主的に民間検査機関でPCR検査を受ける費用の一部を補助する。

○観光指定管理施設の事業継続への支援

(事業内容)

○【新規】観光施設指定管理者経営継続支援金【観光振興課】
補正額：15,000千円
観光客の減少に伴い、例年に比べ収入額への影響が大きな観光指定管理施設の経営継続を支援し、公の施設の安定した管理運営を図る。

○修学旅行の中止又は延期に伴う保護者への支援

(事業内容)

○【新規】修学旅行キャンセル料等補助金【学校教育課】 補正額：1,903千円
新型コロナウイルス感染症の影響で中学校の修学旅行が中止又は延期となったことにより生じたキャンセル料等の全額を補助し、保護者の負担軽減を図る。

○企業誘致・スタートアップ支援事業【地域振興課】

補正額：286

(事業内容)

コロナ禍において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、ベンチャー企業等の誘致や起業・雇用を創出するため、ビジネスコンテストを開催し、官民連携による受入・支援体制づくりに取り組む。

○佐渡ふるさと島づくり寄附金（ふるさと納税）【地域振興課】

(内容)

歳入

○ 佐渡ふるさと島づくり寄附金 補正額：103,600千円
・ふるさと納税の増（補正前2億5千万円、補正後3億5千360万円）

歳出

○ 佐渡ふるさと島づくり寄附金事業 補正額：51,800千円
・実績見込みに伴う返礼品業務委託料等の増

○公共工事の平準化（債務負担行為）【建設課】

(事業内容)

令和3年度実施予定の単独工事費の一部について、債務負担行為を設定し、前倒しして年度内に発注することにより、公共工事の平準化に取り組む。

・道路橋りょう維持補修事業	18,000千円
・道路橋りょう改良舗装事業	90,000千円
合計	108,000千円

○庁舎整備費（債務負担行為）【企画課】

(事業内容)

・事項：庁舎整備費（実施設計業務委託）
・期間：令和2年度～令和3年度 限度額：63,000千円

○加茂小学校長寿命化整備費（債務負担行為）【教育総務課】

(事業内容)

・事項：加茂小学校長寿命化整備費（基本・実施設計業務委託）
・期間：令和2年度～令和3年度 限度額：80,399千円

○（継続費）両津公民館解体費【教育総務課】

(事業内容)

・旧両津公民館解体工事及び監理業務委託
令和2年度 0千円、令和3年度 200,839千円、令和4年度 86,074千円
合計 286,913千円

議案第163号

《令和2年度 佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）概要》

1 補正予算について

- ・ 税制改正に伴う、後期高齢者医療システムの改修経費を計上

2 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	833,063
補正額	1,550
累計予算額	834,613

3 財源内訳

（単位：千円）

高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	309
一般会計繰入金	1,241

4 補正項目

（単位：千円）

○総務費

- ・ 一般管理費（委託料） 1,550

議案第164号

《令和2年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第4号）概要》

1 補正予算について

- ・被保険者の状況、介護サービス利用の動向を基に、総務費を減額し、保険給付費を増額計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	9,234,905
補正額	43,835
累計予算額	9,278,740

3 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	27,616
支払基金交付金	15,390
県支出金	7,680
繰入金	△6,851

4 補正項目

(単位：千円)

総務費	補正額：△13,165
保険給付費	補正額：57,000

議案第 165 号

《令和 2 年度 佐渡市病院事業会計補正予算（第 4 号）概要》

【令和 2 年度補正予算（第 4 号）】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しながら、診療体制を確保するための経費の補正増
- ・一般会計出資金・国県補助金の補正増、病院事業債の補正減等、財源を調整するための補正

収益的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	1,544,091	0	1,544,091
支出	1,951,429	1,603	1,953,032
収支	△407,338	△1,603	△408,941

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 4 号	補正後	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	1,160,482	0	1,160,482	383,609	0	383,609
支出	1,408,497	1,603	1,410,100	542,932	0	542,932
収支	△248,015	△1,603	△249,618	△159,323	0	△159,323

資本的収支 (単位：千円)

	病院事業会計		
	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	189,889	4,783	194,672
支出	74,607	16,071	90,678
収支	115,282	△11,288	103,994

	両津病院			相川病院		
	既決予定額	補正 4 号	補正後	既決予定額	補正 4 号	補正後
収入	62,933	2,995	65,928	126,956	1,788	128,744
支出	36,651	14,283	50,934	37,956	1,788	39,744
収支	26,282	△11,288	14,994	89,000	0	89,000

【両津病院】

[補正額]

- ・収益的支出 1,603 千円
- ・資本的収入 2,995 千円
- ・資本的支出 14,283 千円

[主な内容]

- ・地域包括ケア病床導入に係る支援業務委託料を補正増
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、医療機器・備品等の購入、屋外設置用診察ボックス工事に係る補正増
- ・マイナンバーカードを活用した健康保険証のオンライン資格確認システム導入に係る経費の補正増
- ・医療機器・備品等購入に係る一般会計出資金・国県補助金の補正増、それに伴う病院事業債の補正減等、財源の調整

【相川病院】

[補正額]

- ・資本的収入 1,788 千円
- ・資本的支出 1,788 千円

[主な内容]

- ・マイナンバーカードを活用した健康保険証のオンライン資格確認システム導入に係る経費の補正増

議案第166号

《令和2年度 佐渡市下水道事業会計補正予算（第3号）概要》

1. 補正予算について

- ・有形固定資産の増加に伴う収支の補正を計上
- ・消費税及び地方消費税の申告に伴う補正を計上
- ・下水道管渠布設替えに伴う工事負担金及び工事請負費等の補正を計上

2. 予算規模

- ・収益的収支 (単位：千円)

収入	補正前の額	3,449,707	支出	補正前の額	3,368,984
	補正額	102,934		補正額	△16,595
	累計予算額	3,552,641		累計予算額	3,352,389

- ・資本的収支

収入	補正前の額	1,639,441	支出	補正前の額	2,413,062
	補正額	20,700		補正額	20,700
	累計予算額	1,660,141		累計予算額	2,433,762

3. 主な補正内容

(単位：千円)

○収益的収入

営業外収益

- ・長期前受金戻入益：有形固定資産減価償却費の変更に伴う増額 405

特別利益

- ・その他特別利益：消費税及び地方消費税の確定及び更正に伴う増額 102,529

○収益的支出

- 営業費用・減価償却費：有形固定資産減価償却費の増額 405

特別損失

- ・その他特別損失：消費税及び地方消費税の確定に伴う減額 △17,000

○資本的収入

- 工事負担金：工事請負費の増に伴う新潟県負担金の増額 11,200

- 他会計補助金：工事請負費の増に伴う一般会計補助金の増額 9,500

○資本的支出

建設改良費

- ・下水道管渠布設替えに伴う委託料の増額 6,200

- ・下水道管渠布設替えに伴う工事請負費の増額 14,500